

こ けんり
子どもの権利

ふじさわし みんびょういん こ けんり たいせつ にほんしょうにかがっかい
藤沢市民病院は、子どもの権利を大切にし、日本小児科学会が
ていしょう いりょう こ けんしょう もと しょうにいりょう と
提唱する「医療における子ども憲章」に基づき、小児医療に取り
く
組んでまいります。



いりょう こ けんしょう
【医療における子ども憲章】

- ひと たいせつ じぶん い けんり
1. 人として大切にされ、自分らしく生きる権利
- こ いちばん こ さいぜん りえき かんが けんり
2. 子どもにとって一番よいこと(子どもの最善の利益)を考えてもらう権利
- あんしん あんぜん かんきょう せいかつ けんり
3. 安心・安全な環境で生活する権利
- びょういん おや たいせつ ひと けんり
4. 病院などで親や大切な人といっしょにいる権利
- ひつよう おし じぶん きも きぼう いけん つた けんり
5. 必要なことを教えてもらい、自分の気持ち・希望・意見を伝える権利
- きぼう りゆう せつめい けんり
6. 希望どおりにならなかったときに理由を説明してもらう権利
- さべつ きず けんり
7. 差別されず、こころやからだを傷つけられない権利
- じぶん かって い けんり
8. 自分のことを勝手にだれかに言われたい権利
- びょうき あそ べんきょう けんり
9. 病気の時も遊んだり勉強したりする権利
- くんれん う せんもんてき ちりょう う けんり
10. 訓練を受けた専門的なスタッフから治療とケアを受ける権利
- いま しょうらい つづ いりょう う けんり
11. 今だけではなく将来も続けて医療やケアを受ける権利

しゅってん にほんしょうにかがっかい
(出典：日本小児科学会)



くわ にじげん
詳しくはこちらの二次元コードから⇒

にほんしょうにかがっかい いりょう こ けんしょう
日本小児科学会 医療における子ども憲章

